

&lt;個別案件確認表（東京都）&gt;

東京都担当確認年月日 令和2年2月10日

東京都作業部会確認年月日 令和2年2月12日

事業名 関係機関連携指揮所

案件名 関係施設の借上げについて

確認の視点		東京都の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること		本事業は、組織委員会の警備体制整備に必要な施設の確保、及び会場等周辺におけるセキュリティ対策に必要な経費であり、経費負担の考え方は、平成 29 年 5 月 31 日の大枠の合意の考え方に基づき都が負担する事項である。	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること		大会警備は組織委員会のセキュリティにおける基本的な機能であり、組織委員会が一括で執行することが妥当である。	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	本件施設は、会場に隣接し、警備体制整備の確保に最適であり、会場を見下ろす位置にあり、会場の保安にも有効である。	
	効率性	施設の借上期間は、大会運営に必要なよう最低限に設定され、また、2012 年に当該施設とオリパラ招致委員会が締結した保証書の借上げ条件に基づき算定し、付帯施設の借上についても、交渉を重ねるなど、費用の抑制に努めている。	
	納得性	2012 年に当該施設とオリパラ招致委員会が締結した保証書の借上げ条件に基づき算定しているなど、適性性、公正性を担保している。	

<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>	<p>東京 2020 大会の実施にあたり、警備体制整備の基本となる施設の借上は、大会運営の安全確保のため必要不可欠であり、公費負担の対象として妥当である。</p> <p>予定価格はV 4 予算に収まっているが、引き続き交渉を行うなど、経費抑制に努めること。</p>	
---------------------------------------	--	--

\*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。